

注 意 喚 起

基準日前6ヶ月の間の新築住宅の引き渡し戸数が0である
建設業者・宅地建物取引業者の皆様へ

基準日前6ヶ月の間に
新築住宅引き渡し戸数が0である場合、
保険契約締結証明書の**添付**は不要です!

1. 届出に必要な書類

基準日における届出手続に必要な書類は「**届出書**」のみです。

住宅瑕疵担保責任保険法人から送付される保険契約締結証明書を添付する必要はありません。



保険法人から送付される締結証明書が「0」の事業者

2. 届出書の作成

①建設業者の方の場合

「住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況の届出書」(左上に「第一号様式(第五条関係)」と記載のある書類です。)

②宅地建物取引業者の方の場合

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結状況の届出書」(左上に「第七号様式(第十六条関係)」と記載のある書類です。)

3. 届出書の提出

届出書を基準日から3週間以内に建設業許可を受けている行政庁または、宅地建物取引業免許を受けている行政庁に提出してください。

4. 基準日届出等に関する情報サイト

届出に必要な情報などを充実させていますので、是非ご活用ください!

○「住まいのあんしん総合支援サイト」URL

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku_files/kashitanpocorner/index.html



土地・建設産業局 建設業課
不動産業課
住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室